SEINENHORITSUKA

青年法律家

発行　青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

No536
2015・10・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2−2−5 小谷田ビル5階
☎ 03（5366）1131㈹　FAX 03（5366）1141
青法協H.P http://www.seihokyo.jp

安保法制撤回に向けた神奈川の動き……**太田伊早子**

自衛隊機飛行差止め、将来請求を認める……**関守麻紀子**
—第四次厚木基地爆音訴訟控訴審判決の報告

「化学兵器及び細菌兵器被害者支援 日中未来平和基金」へご協力を……**菅本麻衣子**

ロースクールの実情と法曹養成

法曹として「養成」されて感じること……**関本正彦**

法曹養成問題の新局面⑫

法曹養成制度改革推進会議による「法曹養成制度改革の更なる推進について」の決定と日弁連執行部の新提案に対する疑問……**立松　彰**

□「立憲民主主義と日本国憲法の平和主義を蹂躙する戦争法制の可決・成立に強く抗議する」議長声明

「戦わない」ために「闘う」！　戦争法成立の夜

E-mail　bengaku@seihokyo.jp

安保法制撤回に向けた神奈川の動き

神奈川　太田伊早子

1　はじめに

神奈川支部には、議長、副議長、事務局長職の他に、部会・委員会があります。私はそのうちの一つである憲法平和部会の部会長として、今回の安保法制廃案に向けての活動をしてきました。その中で、これまではあまり考えてこなかった青法協の役割・強みを感じるようになりました。そしてそのことが今後の活動を考える上で重要だと思っています。

2　廃案に向けた活動を行う中で

(1)　神奈川支部での取り組み

この夏の青法協神奈川支部の活動を紹介すると、まず、ほぼ毎日のＪＲ関内駅での街頭宣伝行動が挙げられます（平日午後五時～午後六時）。これはそもそも、自由法曹団神奈川支部が六月から始めたもので、青法協も七月から加わり一緒にやってきました。……正直、毎日の街頭行動は体力的にもスケジュール的にもかなり辛いものでした。が、街の反応を直接感じましたし、つらいだけに、より一層、毎日「なぜ、この法案に反対するのか」を省みる時間になったような気がします。

また、八月二三日には「戦後七〇年企画～戦争について考える」という講演会を行いました（自由法曹団神奈川支部と神奈川労働弁護団との共催、九条かながわの会、社会文化法律センター神奈川支部の後援です）。ゲストには元陸上自衛隊レンジャー部隊の井筒高雄さん、広島市で原爆の被害に遭った佐藤良生さん（神奈川県原爆被災者の会副会長）を迎え、「実際に戦争が行われると一体どんなことが起こるのか」についてお話しいただきました。毎日、安保法案廃案に向けた活動を行いつつ、講演会を企画・実行することは本当に大変なことでした。それでも、やせ我慢してでも行うことにしたのは、市民の方が、知識を得られる場を提供することも法律家団体としての矜持だと考えたからです。企画を実行するためには憲法平和部会の会議がどうしても必要でしたが、部会のメンバーの多くが、官邸前見守り弁護団の一員でもあったことや、国会前にできるだけ多くの人が結集することが重要だと考えていたこともあって、部会は、それぞれの国会前行動の後に、国会周辺にみんなで集まって開催していました。これまた、体力的にはキツイもので、かなり、ぎりぎりの状況で行っていました。ただ、ぎりぎりの状況で一緒に頑張っているという実感も相当あって、自然と、それぞれのメンバーが青法協として行っている活動ではないものであっても、紹介しあったり、参加しあったりする機運が生まれたようにも感じ

ます。

(2)「可決」当時の様子

九月一八日から一九日の朝まで、憲法平和部会のグループLINEは、ひっきりなしに動いていて、それぞれが、国会前の様子だとか、国会内の様子であるとか、採決で感じたこと、決意などを書きこんでいました。また、二〇日には、「NO MORE BASE FES」、「さよなら戦争法案。神奈川学生デモ」、川崎での「BARで学ぶ学憲」の様子などをそれぞれが参加者あるいは主催者として報告しあっていました。これらのことは、青法協が、自分たちの活動を還元する場になっていることを実感することでもありました。

横浜駅西口でのアクション

やっぱり、青法協は、法律家団体として自ら意見を発信できること、そして、それぞれが築いてきた活動や人との交流のネットワークの場になれることこそが、役割・強みなのだと確信しています。

3　これからの活動について

これからの活動は難しい面も抱えていると思います。「可決」前は、「廃案」というとてもわかりやすい一点で結集できましたし、短期決戦でもあったので情熱の限りに頑張ることができました。しかし、それが一旦「可決」されてしまうと、それをひっくり返すための活動としては色々な道筋が考えられてしまい（かといって即効性はない）、その分、途端にどうやって結集すればよいかわからなくなって、果てしなさを感じるからです。

他方で、一〇月二日に行われた日比谷野音の集会+デモである「安倍政権NO！☆1002大行進」では、主催者発表では二万人が結集しています。安保法案を撤回したいという市民の思いの強さは弱まっていないことを示すものでしたし、同時に、市民の方が、「安保法案に反対である」ことを意思表示できるような場を設定することの重要性も感じました。

これを東京だけの動きにせず、各地で行うことが重要で、そのためには、各地で、市民の方の活動のプラットホームになるような行動の場が必要だと思っています。ここに、法律家は関わっていけるし、関わっていくべきです。

神奈川では、ママの会、学者、学生、弁護士で「可決」後も一致団結して反対の声を上げ続ける動きを既に始めています。これは、これまでの廃案のための活動を地道に行う中での出会いと培った信頼に基づいて、人と人との関係をつなぐことによって実現したものです。

九月二七日（日）から毎週日曜日に横浜駅や桜木町で、「緊急連続アクション」と銘打って、リレートーク、トークライブ、合唱等を続け、神奈川県民は諦めてないぞ！　というところを示し続けています。神奈川支部は、今年六年間の休止を経て再開を決めた憲法劇も積極的に応援していることもあって、その関係で出会った方たちも来てくれたりします。

これからは駅前での街頭行動に止まらず、積極的なアクションを起こしていくつもりです。

正確に言うと、この動きに、「神奈川支部」としてかかわっているわけではありませんが、弁護士の担い手は青法協会員です（ただし、青法協会員に限定せず、もっと広げるつもりなので、この「青年法律家」が発行される頃には思いを同じくする横浜弁護士会の弁護士が参加しているはずです）。日常的に、平和・自由を守るための行動をし続けている私たちだからこそ起点になれるし、それぞれの活動をつなげていくこともできるのだと思います。

4　最後に

来年の参院選まで、たゆまぬ行動が必要で、それは考えるだけで大変そうではあるのですが、それでも神奈川はやると思います。

参議院で採決される前の九月一六日、横浜では地方公聴会がありました。私は倫理研修だったのでその場にはいませんでしたが、その後、本当に、道路に座り込み、寝転ぶ人たちを報道で見て、その本気に心が打たれました。また、逮捕者を出さずに頑張りきった横浜弁護士会の面々の姿にも感動しました。神奈川が諦めるわけにはいかないという気持ちです。

来年の参院選前の青法協総会の場所は神奈川です!!　互いに、各地での行動を続け、参院選前での青法協総会では、それぞれの成果を報告しあい、そして、青法協総会自体を一つの大きなアクションにできたらいいなと思っています。

自衛隊機飛行差止め、将来請求を認める

第四次厚木基地爆音訴訟控訴審判決の報告

神奈川　関守麻紀子

1

二〇一五年七月三〇日、第四次厚木基地爆音訴訟の行政訴訟、民事訴訟の判決が東京高裁で言い渡されました。

行政訴訟では一審の横浜地裁判決に引き続き、自衛隊機の夜間の飛行差止請求が認容されました（ただし、二〇一六年二月三一日までの期限付き）。民事訴訟では、将来請求、すなわち、口頭弁論終結の日の翌日から二〇一六年二月三一日までの損害賠償請求についても認容されました。

2　基地騒音被害とは

本件は、神奈川県中央部に位置する厚木基地周辺に居住する住民約七〇〇〇名が、行政訴訟と

民事訴訟を提起して、自衛隊機及び米軍機の飛行の禁止を求めると共に、損害賠償の支払いを求めた訴訟です。

住民が受ける被害は、会話が遮られる、テレビの音が聞こえない、読書や考え事ができない、といった生活上のものに限られません。キィーンと耳をつんざく轟音に戦争を想起させられたり、無力感を覚えたりするなど、精神状態への影響もあります。小さな子どもが怯えて泣きだしたり、遊びや勉強の集中を中断させられたり、学校の授業が中断したり、など、子どもの成長・発達への悪影響も懸念されます。航空機の部品の落下事故も発生しています。睡眠が妨げられます。航空機騒音が循環器系疾患等を引き起こすことは医学的に明らかにされてきており、実際に、病気が悪化させられるとか、こんなにイライラさせられて健康によいはずがない、という声も多く聞かれます。

騒音は日々の生活の中に侵入してきます。この地に暮らしている以上、騒音から逃れることはできません。原告ら住民は、騒音により、生きることそのものを損なわれているのです。

原告へ、第1報

3　自衛隊機の飛行差止めを再び認める

(1)　再度の飛行差止め

行政訴訟判決は、夜間（毎日二二時から翌朝六時まで）の自衛隊機の運航を禁じた一審判決の判断を維持しました。初めての軍用機飛行差止認容判決を維持することができたことは意義があると考えています。

もっとも、一審判決と異なり、「二〇一六年一二月三一日までの間」と期限が付きました。厚木基地に駐留する米軍・米空母艦載機は、二〇一七年頃までに山口県・岩国基地へ移駐することが日米合同委員会で合意されており（当初は二〇一四年度中とされていたものが延期）、厚木基地の航空機騒音には、米軍機の騒音が大きな比重を占めていることは明らかであるところ、米軍機移駐後は、厚木基地周辺の航空機騒音の発生状況に質・量の両面にわたり相当の変化が生じる、との判断に基づくものです。

(2)　行政訴訟の判断枠組み

一審判決は、無名抗告訴訟として審理されるとした上で、処分の違法性の判断は、侵害行為の態様・程度、被侵害利益の性質・内容、侵害行為の公共性等を総合的に考慮して決すべきものであり、国賠法二条一項と同じ判断枠組みにより判断される、としました。これに対しては、これでは民事差止請求訴訟とほぼ同じであり、民事訴訟を不適法とする理由がなくなる、との批判が可能かと思います。

本控訴審判決は、無名抗告訴訟としてではなく、法定抗告訴訟である差止めの訴えとして判断し、訴訟要件としての「重大な損害を生ずるおそれ」（行政訴訟法三七条の四第一項）を認め、違法性の判断においては、処分要件の欠如か裁量権の逸脱・濫用が違法事由となるとして、その要件を検討しました。

4　米軍機飛行差止請求

米軍機の飛行差止請求は、民事訴訟においても行政訴訟においても、排斥されました。

基地騒音訴訟では、日本が米軍の活動を制限する法的根拠は存在しない、だから米軍機に対する差止請求は、国に対して「その支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するもの」であるから主張自体失当である、とする、いわゆる「第三者行為論」が採られてきており、本件でもその判断がくり返されました。「行政処分は存在しない。」という一審判決の判断も維持されています。

これらは、上告審の審理において克服しなければならない課題です。

なお、前記のとおり、判決は、一審、控訴審とも、騒音の大半が米軍機によるものであり、米軍機こそが住民に被害を生じさせている実態を認定しています。そうでありながら、我が国は、米軍に対しては何も言えない、と判示するのです。米国との関係では日本には主権はない、というかのようです。

5　被害の認定

控訴審判決も、一審判決と同様に、騒音と疾病の因果関係の証明がないとして、騒音による身体的被害を認めませんでした。しかし、ＷＨＯが示した基準を厚木基地にあてはめて仔細に検討し、「一般的に身体的被害との関連性あるいは身体障害に連なる可能性が問題となり得る」とした点は、一審判決よりもさらに踏み込んだ判断として評価できるものです。

6　将来の損害の賠償を命じる

損害賠償の支払いを求めた民事訴訟で、控訴審判決は、口頭弁論終結後二〇一六年一二月三一日までの、将来にわたる損害賠償の支払いを国に命じました。

判決は、将来請求の認容要件について、大阪国際空港最高裁判決と同じ判断枠組みを採り、米空母艦載機が岩国基地に移駐することが予定されている二〇一六年末までは騒音の状況は現在と同様の状況が続くと考えられる、と判示しています。

7　おわりに

横浜地裁第一審判決が言い渡されたのは二〇一四年五月二一日のことで、控訴審での審理期間は一年二か月。裁判所の指示で、異例のスピードで審理が進められました。

行政訴訟は、基地騒音訴訟では初めての提訴であったため、一審判決により論点が顕在化した面があり、控訴審で議論を深めていきたいと考えていましたが、とても時間が足りず、十分な主張立証ができないまま結審の日を迎えることになり、残念な思いもありました。

控訴審判決を得て、原告は、米軍機の差止めと、自衛隊機の敗訴部分についての差止めを求めて上告（及び上告受理申立）しました。国も、将来請求認容を不服として、やはり上告（同）しました。

上告審では、騒音被害のおおもとである米軍機の飛行の差止め、住民の五〇年越しの悲願である米軍機の飛行の差止めを何としても実現したいと思います。

浜松で会いましょう！

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第三回拡大常任委員会を行います。常任委員以外の会員もぜひご参加下さい。

□日　時　二〇一五年一二月四日（金）一三時～五日（土）正午

□場　所　静岡県浜松市内

＊地元企画は「袴田事件」（講師　小川秀世会員）、オプショナルツアーは「浜岡原子力館・防波堤見学」（一七時　掛川駅解散予定）を行います。

「化学兵器及び細菌兵器被害者支援日中未来平和基金」へご協力を

東京弁護士会　菅本麻衣子

1　遺棄毒ガス被害の経過

旧日本軍が日中戦争の際に多数の毒ガス兵器を持ち込み、終戦前後に組織的に遺棄した結果、戦後たくさんの中国人が遺棄された毒ガス兵器の被害に遭っています。

化学兵器禁止条約発効後も、黒竜江省チチハル市で二〇〇三年八月四日、工事現場の地中からびらん性毒ガス「イペリット（別名マスタード）」の入ったドラム缶型補給容器五個が掘り出され、毒ガスと知らずに触れた作業員や運搬・解体業者、汚染された土で遊んだ子どもたちなど四四名が死傷しました（チチハル事件。詳細は四七〇号に穂積匡史会員が、四七三号に三坂彰彦会員が寄稿しています）。また、二〇〇四年七月二三日には吉林省敦化の郊外蓮花泡の小川で遊んでいた子どもたちが、川べりに刺さっていた毒ガス弾を引き抜いてしまい、中から漏れた毒ガスに触れた子どもたち二名が負傷しました（敦化事件）。

遺棄毒ガス被害者に対する医療支援・生活支援を求めて、私たちは対政府交渉、続いて裁判闘争を続けてきました。

しかし、二〇一四年一〇月二八日、チチハル事件、敦化事件、いずれも最高裁で上告が棄却され、不当判決が確定してしまいました（敦化事件と不当判決の詳細は五二六号に平松真二郎会員が寄稿しています）。

2　被害者の現状

裁判闘争は終わりを迎えてしまいましたが、被害者の状況は良くなるどころか悪化しています。

被害者たちは、「三つの喪失」に苦しんでいます。

まずは、毒ガスの被害による呼吸器障害、神経被害、がんなどの健康の喪失。

そして、健康を喪失したことにより、働けなくなっています。さらには、医療費が高額になることから、借金を重ねる被害者もたくさんいます。

被害者はお金も喪失してしまい、生活苦に陥っています。

さらに、以前からの毒ガス被害に対する偏見・差別と働けないことが相まって、被害者は近隣社会から孤立しがちになります。このようにして、人とのつながりも喪失してしまっているのです。

このような被害者の喪失に対しては、一刻も早い支援が必要です。

3　今までの支援

一方、日本の市民からの寄付をいただいて立ち上げた「化学兵器ＣＡＲＥみらい基金」を中心に日本の医師の有志が訪中し、あるいは被害者が来日した折に、被害者たちの検診活動を行ってきました。

その検診活動から、被害者たちが皮膚のただれや呼吸器の症状のみならず、自律神経失調症、高次脳機能障害、発達障害などの深刻な神経被害に苦しんでいることが判明しました。

しかし、今までの医療支援は、資金的制約などから検診活動にとどまり、まだ被害者たちの症状を緩和する対症療法も十分に行えていませんでした。

4　基金の設立

そこで、中国の人権発展基金会と日本の弁護団で、日中共同で基金を設立し、民間から募金を集めて、被害者に一刻も早く治療を受けていただこうという構想が打ち立てられました。

奇しくも最高裁決定と同じ二〇一四年一〇月二八日、中国人権発展基金会と、遺棄毒ガス被害事件弁護団連絡会で、民間で日中共同基金を設立しようという合意が成立し、そして本年八月一四日、「化学兵器および細菌兵器被害者支援　日中未来平和基金」（以下「本基金」と言います）設立の調印がなされました。本基金は、日本と中国の民間が共同して、今も健康被害に苦しむ被害者に対し、医療及び生活の面で人道的な支援を行うというはじめての取り組みです。

なお、細菌兵器被害者支援の基金の枠組みを用いるために、細菌兵器被害者支援も本基金にて行うこととなりましたが、日本からの支援は基本的に毒ガス被害者支援に使う予定です。

5　基金の目的

毒ガス被害者の健康状態は日に日に悪化しており、少しでも健康状態の悪化を食い止め、被害者の症状を緩和する治療が必要です。そこで、まずは本基金から治療費を一部でも支援することを予定しております。

また、今後の治療のためには、日中の医師の連携を図り、今までの検診の実績を現場に生かさなければなりません。中国にも被害者支援に取り組みたいという医師がいますので、日中の医師が知見を交換し合うという連携を図っています。また、被害者支援に取り組みたいという弁護士も中国にいますので、弁護士同士も連携をとっていきたいです。

ただ、やはり本基金は民間の基金であり、できることは必要な支援のほんの一部にとどまります。今後の根治療法の研究や、生活支援を含め、本来被害者支援は抜本的には日本政府が行うべきです。将来的には、本基金によって日中共同の医療支援の仕組みを確立することにより、日本政府に医療支援を行うよう要請するにあたって、支援の仕組みを提言できるようにしていきたいと考えております。

6　寄付のお願い

本基金は、中国においては、中国の非政府組織である中国人権発展基金会が受け皿になっています。中国においては、すでに中国人権発展基金会が中心となり、基金の募集が開始されており、中国の企業から相当額の募金が集まっています。

今後、日本でも、基金組織としてＮＰＯ法人を立ち上げて寄付を募り、本基金に資金を拠出します。

そして、こうして形成される本基金の運営には、日中の弁護士や医師、被害者代表者らが参加し、公正で透明な基金運営を行います。

本基金は法的責任追及を離れて人道支援を目的にしています。人道支援により日中関係を民間から少しでも改善しようと願う方は、日本にもたくさんいるはずです。そこで、本基金には、企業

など幅広い層からの募金をお願いし、可能な限り大規模なものにする次第です。

7　皆様にお願い

現在、本基金の日本での受け皿としてのNPOの設立は準備中ですが、準備会の口座を開設いたしましたので、ぜひ下記の口座に寄付をお願い申し上げます。

また、顧問など、お知り合いの企業にも本基金をご紹介いただければ幸いです。

そして、本基金は日本でNPO法人を設立するところ、NPO法人の運営には、現在の弁護団員にとどまらずたくさんの担い手が必要です。会員の皆様で、本基金の運営にご協力いただける方は、ぜひ南典男会員（ピープルズ法律事務所：〒一六〇―〇〇二二東京都新宿区新宿一―六―五 シガラキビル九階）または菅本（sugamoto@mbp.nifty.com、〇五〇―三五五一―七八三〇）までご連絡ください。

「化学兵器及び細菌兵器被害者支援　日中未来平和基金」設立準備会寄付の振込先

●郵便局　記号　一〇一九〇
　　番号　六二二八五四〇一
口座名：化学兵器被害者支援平和基金（カガクヘイキヒガイシャシエンヘイワキキン）設立準備会（セツリツジュンビカイ）

〈他の金融機関からゆうちょ口座へ振込む場合〉

●ゆうちょ銀行
　〇一八支店（ゼロイチハチ支店）
　普　通　六二二八五四〇
口座名：化学兵器被害者支援平和基金
　　設立準備会

お知らせ

「戦争法案の可決・成立に強く抗議する法律家六団体共同声明」（二〇一五年九月二四日付）を発表しました（アピール文はホームページに掲載しています）。

青年法律家協会　創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓（ひら）く

青年法律家協会弁護士学者合同部会［編］

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中　A5判　定価2835円（税込）　ISBN 4-535-51415-1

日本評論社
http://www.nippyo.co.jp/

法曹として「養成」されて感じること

東京　関本　正彦

1　はじめに

六七期の関本正彦と申します。私は、大学に入学した一九九九年の秋に司法試験の勉強を始め、紆余曲折を経て、二〇一三年に合格しました。この間、修習期間短縮、合格者数増加、いわゆる丙案導入（私も丙案対象者でした）、ロースクール発足、旧司法試験終了、給費制廃止といった出来事がありました。

合格後も、年間合格者三〇〇〇人目標の撤回、短答式試験科目変更、受験回数上限変更、導入修習の開始などの出来事がありました。

このように、私が受験生をしていた期間は、まさに法曹養成制度の激変期でした。

これまでの報告者の方々のような緻密な分析などは出来ませんが、私がどのように法曹として「養成」されてきたのか（養成され損ね続けてきたのか）を率直にお伝えすることによって、近年の法曹養成制度の実情を知っていただけたら幸いです。

2　旧司法試験

一九九九年秋、私が旧司法試験予備校に申し込んだ頃の受験勉強は、ロースクール制度によって克服しようとしていた弊害、すなわち予備校型の勉強スタイルそのものでした。とにかく多く、かつ正確な論証パターンを頭に入れて自在に吐き出せるように準備するといった勉強法が推奨されていたように思います。

法律の勉強自体は嫌いではありませんでしたが、試験勉強は思っていた以上に辛いもので、だらだらと受験生をやっていました。

3　ロースクール入学

こんな中途半端な人間が合格するはずもなく、時間だけが過ぎて行きました。

そろそろ本気で何とかしなければ、と焦り始めた頃、ロースクール制度が本格化しました。

両親にロースクールに行くと話したときの、父の言葉を今もよく覚えています。弁護士でもある父は、「行くなら応援するが、ロースクールという制度はこの先どうなるかわからないぞ」と言いました。その時は何とも思いませんでしたが、約五年間ロースクールで過ごした今となれば、父の言いたかったことが何となくわかる気がします。私は、ロースクールが何のためにあるのか、未だにはっきり確信を持った答えが出せません（私は母校が好きですし、行って良かったと思っていますが、母校は新規募集を停止し、近いうちに無くなってしまいます）。

4　ロースクールの実情

(1)　在学中

私は、一学年八〇人程度のロースクールの未

習コースに入学しました。少々の基礎を学んだことがあるはずの私から見ても、未習一年目の講義は虫食いでスピードが速く、体系的に一歩一歩理解を進めるという余裕はありませんでした。いわゆる純粋未修者が司法試験に合格するまでの道のりは、制度が想定しているよりも長く険しいのではないかと感じるようになりました。

私のロースクールは、多様な人材を法曹にするという制度本来の趣旨を特に重視していました。学校側も、文科省等の指針に則った講義を行っていること、そうした姿勢が評価されていることを誇りにしていました。

私はこうした姿勢が嫌いではありませんでしたが、この姿勢を徹底すると、夏休み等の課外講座を除き、講義の中では試験を意識した指導を極力行わないということになります。

こうした状況の中で司法試験合格者が年々減っていきました。同期の中には、ここでは合格できないと言って別のロースクールに行く人もいました。入学時八〇人いた同期は、一年目で一〇人くらい退学し、その後も減り続けて三年後には五〇人弱になっていました。留年率も高く、同期入学・同期修了は二五人くらいしかいなかったと記憶しています。

(2) 修了・募集停止

修了後、新規学生の募集停止の発表がありました。私は「うちのロースクールの合格率では廃校も仕方がない」「自分もある意味〝戦犯〟だ」と思うと同時に、文科省の視察等では評価されていたというが、結局は司法試験合格率が全てなのだなと感じました。同級生たちは「学校がこうも簡単に無くなるのか」「私たちは所詮モルモットだね」と話していました。学校から言われたことだけをやればよいとは思いませんが、多くの学生が動揺し、ロースクールを信じてよいのか、それとも予備校中心にすべきか、迷うようになりました。

5　終わりに

合格できなかった時期は、家族にとにかく申し訳ないと感じ、受験生をしているだけで迷惑をかけているという後ろめたさがありました。ですが、今年の試験でいわゆる「五振」してしまった同期が「落ちた、ごめんね」とメッセージをくれたとき、自分のことを棚に上げて「受験し続けたことは謝るようなことではない、何も悪くない」と言いたくなりました。

「いまさら後には引けないが、司法試験なんか始めなければ良かった」「家族が何年も受からなくてこっちも限界だ」「恋人には試験なんてやめて就職してほしい」という人がいなくなるような仕組みを模索しなければならないと思います。

まずは経済的なハードルを下げるべきだと思いますが、大学・ロースクールの学費は高く支援も不十分で、さらに給費制も廃止されるなど、改善どころか悪化の一途を辿っています。働きながら受験することも相当難しい状況です。結局、全てが受験生（とその家族等）の自己責任とされています。

法曹になろうと志すこと自体が家族や社会から歓迎され、さらに経済的な事情などとは無関係に公平な選抜を受けられるような制度でなければ「養成」とは言えないですし、真に多様な人材を世に送り出すことはできないのではないでしょうか。

少なくとも私は、運よく色々な人からのサポートを得ることができたからここまで来られただけであって、適切な制度によって「養成」されたとは感じられないのです。

やはり、大学、ロースクール、受験中、修習中を通じた支援体制が必須だと思います。

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑫〉

法曹養成制度改革推進会議による「法曹養成制度改革の更なる推進について」の決定と日弁連執行部の新提案に対する疑問

司法問題対策委員会　立松　彰

1　「更なる推進」の決定

法曹養成制度改革推進会議は六月三〇日、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（以下「更なる推進」という）を決定した。文科省が二〇一四年一一月一八日に発表した「法科大学院の強化と法曹養成の安定化に向けた抜本改革の推進」（本誌五二七号参照）の追認であり、その概要は以下のとおりである。

(1)　法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の専門性を活用する機会は、これまでの取組により増加してきたが、この流れを加速させる。法務省は、そのための環境を整備する。日弁連や各弁護士会は、法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有し、「国・地方自治体・福祉等」「企業」「海外展開」の各分野で活動する弁護士をはじめとする法曹有資格者の養成と確保に向けた取組を推進する。最高裁は、司法修習生が上記各分野を活動の場として認識する機会を得るため、選択型実務修習を充実させる。

(2)　今後の法曹人口の在り方

最低でも年間一五〇〇人程度以上の司法試験合格者数を確保しつつ、より多くの質の高い法曹が輩出されるよう必要な取組を進める。具体的には、法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等を進める。

(3)　法科大学院

①　二〇一五年度から二〇一八年度までを「法科大学院集中改革期間」と位置付け、法科大学院の抜本的見直し等を図ることにより、各法科大学院の司法試験累積合格率が概ね七割以上になることを目指す。

②　公的支援（補助金等）の見直し強化策及び（裁判官・検察官の）教員派遣見直し方策を、二〇一六年度以降も実施する。

③　認証評価においては、司法試験合格率（目安として平均の五〇％未満）、定員充足率（目安として五〇％未満）、入試競争倍率（目安として二倍未満）等の客観的指標を活用し、厳格化を図る。

④　文科省は、認証評価結果等から課題があると認められる法科大学院に対し調査を行い、法令違反が認められる場合には、直ちに是正を求め、それでも改善が図られないときは、学校教育法一五条に基づく改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施する。

⑤　文科省は、司法試験合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な法科大学院に対し適切な措

置が講じられるよう、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を二〇一八年度までに検討し、速やかに措置を講じる。

⑥　法科大学院を修了した実務家教員の活用、未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し、様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。

⑦　二〇一八年度を目途に共通到達度確認試験を本格実施に移すべく、試行を毎年度行いながら準備を進める。将来的に共通到達度確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、司法試験短答式免除に必要とされる合格水準、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

⑧　法科大学院生に対する経済的支援の充実を推進する。具体的には、マイナンバー制度の導入を前提に所得連動返還型奨学金制度、地元に就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成、優先枠（地方創生枠）を設けた無利子奨学金の貸与を行うなどの奨学金制度や、授業料減免等の給付型支援を含めた支援の充実を推進する。

⑨　大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して、学部三年・法科大学院二年（既修コース）の五年コースの確立・充実を推進する。

⑩　二〇一八年度を目途に、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の本格的普及を推進する。

(4)　司法試験

予備試験の試験科目の見直しや運用改善などにより、予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努める。予備試験合格者数の決定にあたっては、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることのないよう配慮することを司法試験委員会に対し期待する。法務省は、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

(5)　司法修習

司法修習生に対する経済的支援については、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討する。

2　本年度司法試験の合格者一八五〇名

九月八日に司法試験の合格発表があった。注目されていた合格者数であるが、多くの予想に反し一八五〇名と昨年より四〇名増加した。推進会議の決定した「更なる推進」に従い、合格率を上げ、法曹志望者数のこれ以上の激少を食い止めるために、合格者数一八〇〇名程度は確保するという方向に「政策」の転換が図られたのではないかと思われる。

3　日弁連執行部の新提案

(1)　日弁連執行部は九月の理事会に「新しい段階を迎えた法曹養成制度改革に全国の会員、弁護士会が力を合わせて取り組もう」という書面を「現時点における執行部としての取りまとめ案」として提示した。

この新提案は、「第1　基本方針」、「第2　取り組むべき課題」、「第3　当連合会・弁護士会の取組」から成る、わずか二頁強のもので、その位置付けは理事会報告でも必ずしも明確ではない。

しかし、「基本方針」において「政府決定の到達点と課題を踏まえ、その積極的な内容を速やかに現実化するための制度改革に取り組む」とされていることや「取り組むべき課題」の内容等からみて、この書面でめざされている方向性は、法曹志望者数の回復並びにそのための合格率の向上、一五〇〇名以上合格の容認、そして文科省による定員削減や統廃合等の「法科大学院改革」への協力である。

(2)　この「新提案」は、「基本方針」において、二〇一二年三月一五日の「法曹人口政策に関する提言」と同年七月一三日の「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」という日弁連の二つの理事会決定につき、「二つの提言はいっそう重みを増している。」という。

しかし、「取り組むべき課題」等からみると、この書面で強調されているのは、「法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度」、すなわち法科大学院至上主義の強化である。法曹志望者数の回復に関しては、「法曹の魅力の宣伝の強化」や「法曹以外の職種への受け皿の確保」が強調されている。

(3)　他方で新提案では、「一五〇〇名の早期実現」が「政府決定を踏まえた制度改革面の課題」の冒頭に掲げられているものの、「提言」において示されていた「更なる減員」についての言及、すなわち「まず一五〇〇人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである」との言及は、全く記載されていない。

また、「基本方針」において、①司法試験合格者数をまず一五〇〇人にまで減員すること、②法科大学院の統廃合と定員の大幅な削減を行い、司法試験の合格率を上昇させること、③予備試験については制度趣旨を踏まえた運用をすること、④給費の実現等の司法修習生への経済的支援を含む法曹養成過程における経済的・時間的負担を軽減することの四つの課題を、相互に関連した一つの基本方針と位置づける「四課題一体論」が強調されている。

この「四課題一体論」と「更なる減員」への言及のないことと合わせ考えると、新提案は、「法曹人口政策に関する提言」に示された日弁連のこれまでの法曹人口政策を有名無実化するものである。

(4)　この新提案は、推進会議決定の「更なる推進」に追随するものである。すなわち、定員削減等と合格者数一五〇〇名の維持により合格率を上昇させて司法試験の合格を容易にし、他方で弁護士の職業的魅力の低下を隠蔽しつつ、失われてしまった弁護士の職業的魅力を（失われていないものとして）大々的に宣伝し、全力で法科大学院入学の勧誘活動等を行い、法曹志望者数の回復をめざすものである。

しかし、このような方策は、弁護士過剰の更なる拡大をもたらすだけの欺瞞に満ちた、文科省と「上位校」と呼ばれる一部法科大学院のための法曹養成制度の再構築に他ならない。

今求められているのは、一部法科大学院のためではなく、国民のための法曹養成制度の再構築なのである。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131　FAX. 03-5366-1141　e-mail bengaku@seihokyo.jp

B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

青年法律家協会弁学合同部会◎声明

「立憲民主主義と日本国憲法の平和主義を蹂躙する戦争法制の可決・成立に強く抗議する」議長声明

自民・公明両党と次世代の党など三野党は、本年九月一七日、参院特別委員会での強行「採決」に続き、同月一九日に参院本会議でも強行採決を行い、戦争法制（安全保障関連法制）を可決・成立させた。憲法前文、九条に掲げられた平和の理念を根底から突き崩すとともに、立憲主義、民主主義をも踏みにじる戦争法制の可決・成立に対し、青年法律家協会弁護士学者合同部会は強く抗議する。

この戦争法制は、これまでも決議や声明で指摘してきたとおり、従来、政府が憲法上認められないとしてきた集団的自衛権の行使を可能とするとともに、自衛隊が米国等の他国軍隊とともに、地理的限定なく、有事平時を問わず緊密に「切れ目なく」協力して武力を行使することも解禁する内容となっている。これは、憲法第九条が定めた戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の平和主義を根底から覆すものである。

国会での審議を通じて、当初、戦争法制の必要性の根拠として示された「日本人を乗せた米艦船の防護」「ホルムズ海峡における機雷除去」がいずれも立法事実とはならないということが明らかにされた。また、合憲性の根拠とされた砂川事件最高裁判決や一九七二年政府見解の読み替えなども国会審議の中で論理矛盾が露呈するに至った。さらに、日本弁護士連合会や全国の五二の単位会、全国のほとんどの憲法研究者や歴代内閣法制局長官、最高裁判所元長官らが戦争法制は違憲であると断じてきた。

したがって、政府与党は、こうした違憲立法であるとの指摘を聞き入れ、戦争法制を廃案にするために充実した討議を行うべきであった。しかし、政府与党はこうした声に耳を塞ぎ、議席数の力にものを言わせて、本年七月一五日に衆院特別委員会で、同月一六日には衆院本会議で続けて強行採決を行い、参院でも地方公聴会の審議内容の報告を行わないなど強硬な審理を続けた。九月一七日に参院特別委員会で「採決」がなされたとされているが、実際には鴻池祥肇委員長による議題の宣告は確認できず、議事録も取れないほどの喧騒の中で、暴力的な「採決」なるものが強行されたにすぎず、採決は実際には不存在であった。これは、国民主権と議会制民主主義をないがしろにする異常な態度である。国会審議よりも今年四月の米国連邦議会でのアメリカとの約束を重視したということであれば、国民無視も甚だしいと言わねばならない。

また、これまで六〇年以上にわたって積み上げられてきた自衛権の解釈を一内閣の恣意的な判断によって変更し、これをもとに憲法の平和主義に真っ向から違反する戦争法制を成立させたことは、下位法による憲法の破壊であって、立憲主義を蹂躙するものである。

こうした政府与党の暴走に対して、「ＳＥＡＬＤｓ」などの若者や「ママの会」をはじめとする女性と子どもたちなど、世代を超えた多くの国民が不安と怒りを持ち、戦争法制の撤回を求めて国会前をはじ

め全国各地で連日、集会やデモを繰り広げた。とりわけ八月三〇日の国会前一二万人デモ、全国一〇〇万人デモで発せられた声は政府与党を圧倒した。当部会の会員もこうしたデモに参加するとともに、警察の過剰警備に対して「見守り弁護」などを通じて市民の安全を図ってきた。

戦争法制は成立したが、戦争法制の発動を絶対に許さないという国民の声はますます盛んとなっている。憲法の定める平和主義の堅持を求めて設立された当部会は、戦争法制の可決・成立に対して強い怒りを込めてこれに抗議するとともに、これからも多くの国民と連帯して、この戦争法制を発動させず廃止するため全力を尽くすことを宣言する。

二〇一五年一〇月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議　長　　原　　和　　良

今後の日程

【常任委員会】
＊ 第3回
　2015年12月 4日（金）～ 5日（土）静　岡（浜松）
＊ 第4回
　2016年 3月 4日（金）～ 5日（土）鹿児島

【第47回定時総会】
　2016年 6月25日（土）・26日（日）神奈川

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】
　11月11日（水）18時～20時

【憲法委員会】
　11月30日（月）10時半～12時半

【修習生委員会】
　11月25日（水）15時～18時
　（全国スカイプ会議は15時～15時半）

【広報委員会】
　11月20日（金）18時～20時

編集後記

▼戦争法が、国民の大多数が反対する中、成立した扱いになりました。これからも戦争させないたたかいが続きます。▼戦争法反対の運動は広汎に広がりましたが、注目すべきは何と言っても若い人たちの行動でしょう。秘密保護法反対でも見受けられましたが、今回は爆発的に広がったように思えます。▼集会やデモが各地で無数にありました。今は電子メールやSNS等が普及し人とのつながり方は様変わりしていますが、やはり一堂に会して意見表明をするという、昔からの直接の表現の行使が一番であることに変わりはないようです。▼法律家も国会内外で大きな役割を果たし、論戦で野党が政府を追い詰める力になりました。しかし、最後は「虚構」の多数を占める与党らが強行採決したのでした。国会を改めなければという声があがっているのも当然でしょう。偽物の法律家ではなく、憲法の立憲主義・民主主義・平和主義を守る本物の法律家が国会に多数求められます。

（中川勝之）